

## 別紙第2

## 平素の段階の計画

要旨	<p>武力攻撃事態等が認定されるまでの間の、国民保護措置の準備を実施する段階で、以下のとおり対処します。</p> <p>① 国民保護に係る計画、体制等を整備し、情報を収集します。</p> <p>② 国民保護関係機関・団体の連携を強化します。</p> <p>③ 国民保護に係る備蓄、訓練、広報等を行います。</p>
----	--

## 関連する計画

町	避難住民誘導計画、町立病院避難計画、町立学校避難計画 ----- 町営上下水道施設の運営・保全マニュアル
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、高齢者・障害者・乳幼児等の避難に係る計画、救護班編成計画、応急教育計画 ----- 避難施設管理運営指針 ----- 収容施設消防基準 ----- 避難施設管理運営マニュアル

## 避難タイプとの関連

各避難タイプによる差はありません。  
 共通で、情報の収集、訓練、広報、備蓄等を行います。

## 1 状況

## (1) 期間

ア 対象期間

<b>平素</b>		緊急避難
事態への対処	準備	
	避難	
	生活	
	復帰	
復旧・復興		

← 武力攻撃（予測）事態が認定され、県、町が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定されたとき

## イ この期間に予想される状況と留意点

対策本部設置の指定がなくても、突発的に武力攻撃災害が発生する危険性を念頭において行動する必要があります。

## (2) 別紙第1「情報計画」を参照

**2 構想**

## (1) 活動方針

町は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の体制の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、関係機関の連携、情報の伝達体制の整備と住民への普及啓発を重視します。

## (2) 実施要領

## ア 継続的な情報収集

(ア) 継続的な情報の収集、整理分析により不測の事態に備え、武力攻撃災害等が発生した場合、主動的な対処が行えるよう準備します。

(イ) 警報等について、住民及び関係機関に迅速確実に伝達できるよう平素から体制を整備します。

## イ 実施体制の確立

(ア) 関係機関との相互の連携協力体制

町における国民保護措置の的確な実施と関係機関との国民保護措置の調整のために、平素から関係機関との相互の連携協力体制を構築します。

(イ) 国民保護措置に係る施設、設備等の整備と安全対策

(ウ) 職員及び住民の普及啓発

(エ) 国民保護訓練の実施

(オ) 国民保護計画に関連するその他の計画等の作成

a 計画の作成

国民保護措置の実施に必要なその他の計画及びマニュアル等を作成します。

b 計画の検証、修正等

国民保護訓練の実施成果に基づき、国民保護計画及びその他の計画等を随時適切に修正します。

## ウ 避難の準備

被害想定に基づき、町内における運送必要量の見積もり、避難住民誘導計画の策定、避難住民誘導體制の整備を図ります。

また、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。

## エ 避難住民等の救援の準備

町長は、県が行う救援を補助し、又は連携して実施するため、必要な物資の備蓄、体制の整備、資機材の充実などを準備するとともに、救援事務の法定受託について、あらかじめ県などと協議します。

## オ 武力攻撃災害の予防、対処準備

(ア) 第一報、緊急通報、被災情報等の伝達の準備

(イ) 応急措置の準備

(ウ) 消防活動の準備

(エ) 危険物質等に係る武力攻撃災害の予防

町内の危険物質等の保管場所、種類、量等について把握し、危険物質等に係る武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

## カ 住民の生活の安定

武力攻撃事態等における物資の不足や物価の高騰に、迅速かつ適切に対応できるよう、関

係機関との連携など体制を整備します。

また、上下水道などライフラインの維持に必要な資機材、体制等の整備を実施します。

### 3 各機関の役割

#### (1) 町

機関名		内容
共通		1 個別に定める業務の他町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項（対策本部が設置された場合）
総務部 （総務課）	[防災班]	1 南部国民保護措置の準備の総括 2 南部国民保護対策本部の体制・資機材等整備 3 南部町内における国民保護の準備の総合調整 4 国民保護準備に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 警報伝達、避難の指示経由等の体制整備 6 消火、救急、救助の調査、計画、体制整備、訓練等 7 防災行政無線の整備・管理 8 危険物質等の保安体制整備 9 赤十字標章等の使用申請準備及び、特殊標章等の交付準備 10 避難施設・集合施設等の指定・管理・連絡調整 11 国民保護に係る備蓄・訓練等 12 消防団との連絡調整
	[総務班]	1 職員のサービス、給与、動員、派遣、受入等に関する体制整備 2 職員の活動支援、安否、補償等に関する体制整備 3 町有財産・車両等の整備・管理 4 人権擁護体制等の整備、啓発 5 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 6 町議会に関すること 7 町役場仮庁舎・現地対策本部の設置場所・資機材等の準備 8 その他各課の事務に属さないこと
	[財政班]	1 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 2 運送の調査、計画、手配・体制整備等 3 応急公用負担の体制整備等
	[広報班]	1 国民保護に係る広報・広聴 2 報道機関との連絡調整
情報部 （企画政策課）	[情報班]	1 被災情報の収集・提供体制の整備等 2 写真等による情報の記録・収集等 3 安否情報の収集・提供体制の整備等
物資部 （出納室・議会事務局）	[物資班]	1 費用の出納及び物品の調達に係る制度などの整備 2 義援金、救援物資の収配体制の整備等 3 生活関連物資等の価格安定体制整備

民生部 (町民生 活課・税 務課・保 育園)	[衛生班]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入浴施設、トイレ等確保、提供の調査、計画、体制整備</li> <li>2 食品衛生、食中毒防止等の体制整備</li> <li>3 遺体処理、火葬、埋葬の体制整備</li> <li>4 廃棄物、し尿の処理体制の整備</li> <li>5 有害物質等の保安体制整備</li> <li>6 河川漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の体制整備</li> </ol>
	[民生班]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸籍等の保護、火葬等の許可に係る体制整備</li> <li>2 外国人保護体制等の整備</li> <li>3 保育所園児の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等</li> <li>4 保育所園児の応急保育に関する調査、計画、体制整備等</li> <li>5 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達体制整備</li> <li>6 応急仮設住宅等の手配・建設・供与体制整備</li> </ol>
	[税務班]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町税・諸収入減免制度等の制定、周知</li> <li>2 被災者住宅再建支援制度等の整備</li> </ol>
福祉部 (健康福 祉課・公 民館)	[福祉班]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者、障害者、乳幼児等の避難・救援体制の整備</li> <li>2 医療・助産(人員・医薬品・資機材・施設等)に関する体制整備</li> <li>3 感染症の予防、対策及び調査、計画、資機材・体制整備等</li> <li>4 町立病院の医療・助産、避難に関する計画、体制整備等</li> <li>5 他課に属しない生活支援及び保護</li> </ol>
	[避難所班]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活必需品の給与・確保体制の整備等</li> <li>2 避難住民の誘導に係る調査、計画、体制整備等</li> <li>3 避難所・集合施設等の開設・運営体制整備等</li> <li>4 住民の健康維持、保健衛生の体制整備</li> <li>5 食品の給与・確保体制の整備等</li> </ol>
	[ボランティア班]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアの支援・調整体制の整備</li> </ol>
産業部 (産業 課)	[商工班]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業関係の被害調査・対策に関する体制の整備</li> <li>2 就職支援に係る体制整備等</li> <li>3 観光施設等との連絡調整</li> </ol>
	[農林班]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業関係の被害調査・対策に関する体制の整備</li> </ol>
土木部 (建設課 ・上下水 道課)	[建設班]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路などの状況確認・確保・情報提供・除雪等の体制の整備</li> <li>2 ライフライン(電気、ガス、電話)の確保に関する体制整備等</li> <li>3 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等に関する調査、計画、資機材・体制等の整備</li> <li>4 市街地、河川、砂防、急傾斜地、治山施設等の状況把握、対策に関する体制整備等</li> <li>5 公共土木施設等の状況把握、対策に関する調査、体制整備等</li> <li>6 用地の確保、土地の使用・提供等に関する調査、体制整備等</li> <li>7 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する調査、体制整備等</li> <li>8 土木資機材等の手配に関する調査、計画、体制整備等</li> </ol>

		9 建築の制限、緩和等に関する体制整備等 10 特殊車両の通行許可に要する調査等 11 町営住宅の調査・提供・応急復旧準備 12 農林道の状況確認・確保・情報提供体制の整備 13 県建設業協会西部支部との連絡調整
	[上下水道班]	1 上下水道の被害調査・応急復旧・給水体制の整備等 2 水質検査、対策の体制整備
教育部（教育委員会事務局）		1 児童生徒等の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等 2 児童生徒等の応急教育に関する調査、計画、体制整備等 3 町立学校への警報等の伝達体制整備等 4 避難施設の確保、開設、運営に関する調査、計画、体制整備等 5 文教施設等の状況把握、対策、提供に関する調査、体制整備等 6 文化財の調査・保護準備
各種委員(会)事務局		1 各課の応援
町立病院		1 町立病院の医療の提供、助産に係る計画、医薬品等整備、訓練等 2 町立病院の避難に係る計画、訓練等
消防団		1 消防の実施体制整備 2 住民の避難誘導に係る調査、計画、体制整備等

**(2) 県**

機関名	内容
県	1 県国民保護計画、体制等の整備 2 国民保護措置に係る市町村、消防、自衛隊その他関係機関との連絡調整 3 警報、避難の指示等の通知、伝達体制の整備 4 避難住民の誘導支援に関する体制の整備 5 避難住民等の救援、避難受入体制の整備 6 武力攻撃災害予防、対処体制の整備 7 国民生活安定措置の実施準備 8 国民保護に係る備蓄、訓練等 9 住民への普及啓発 10 県内における国民保護措置準備の総合調整及び支援 11 その他知事の命ずる事項、又は県対策本部長の求める事項

**(3) 指定地方行政機関**

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

**(4) 自衛隊**

機関名	内容
共通	1 国民保護措置に関する訓練の実施

## (5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

**(6) 指定地方公共機関**

機 関 名	内 容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

**4 活動要領****(1) 情報**

## ア 情報の収集、整理

## (ア) 要領

「平常監視体制」をとり、県（防災局）等から寄せられる情報を収集、整理、分析します。  
また、町内の武力攻撃災害の兆候等の情報が寄せられたときは、速やかに県（防災局）、西部消防局、米子警察署等へ連絡します  
情報収集は、防災当直等により24時間体制で行います。

## (イ) 情報収集項目、収集体制

別紙第1「情報計画」を参照。

なお、平素の情報収集に当たっては、個人のプライバシー等を侵害することがないように配慮するとともに、不正利用や流出が生じることがないように管理します。

## イ 警報等の迅速確実な伝達の準備

町は、警報等を迅速確実に伝達できるよう体制、機器等を整備します。

## (ア) 警報等の通知に係る県（防災局）、関係機関との連絡体制、機器等

## (イ) 警報等の住民への伝達に係る町内の体制（自主防災組織、消防団、自治会等）、機器等（防災行政無線、サイレン、集落放送等）

## ウ 安否情報、被災情報収集のための準備

町は、町内の安否情報、被災情報等について、的確かつ迅速に収集できるよう、自主防災組織、消防団、自治会及び関係機関との連絡調整など町内の情報収集体制を整備するとともに、報告すべき事象、報告先などの周知を図ります。

## エ 通信

町は、平素から通信設備の整備、通信体制の複線化などに努めるとともに、非常通信の実施に備えて非常通信協議会など関係機関との連携を図ります。

## オ 避難実施要領のパターンの作成

町長（総務部[防災班]）は、県（防災局）、西部消防局、米子警察署など関係機関と緊密な意見調整を行い、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。

この際、季節の別、特に冬季の避難方法等について配慮し、複数のパターンを作成します。

**(2) 実施体制**

## ア 町の国民保護体制の準備

町は、必要に応じ速やかに国民保護体制へ移行することができるよう、平素から準備を行います。

## (ア) 町長（総務部[防災班]）は、平素から国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織・体制を整備します。

## (イ) 町長（総務部[防災班]）は、非常参集体制を構築し、あらかじめ職員に周知します。

## (ウ) 町長（各担当課）は、平素からそれぞれ所掌する国民保護措置の計画・マニュアルを作成し、所要の情報を収集し、関係機関・団体との事前連絡、協議を実施します。

## イ 国民保護対策本部の設置準備

## (ア) 対策本部の設置準備

町長（総務部[防災班]）は、必要に応じ速やかに対策本部が設置できるよう、平素から

組織、資機材等の準備を完了します。

(イ) 対策本部の設置が指定されていない場合の対応

対策本部会議に準じて行うものとし、事案に応じては、「町危機管理対応指針」に基づき、緊急対応チーム、警戒本部により対応します。

a 緊急対応チームの招集、警戒本部の設置

政府が対処基本方針を定め、武力攻撃（予測）事態を認定した場合、町（総務部[防災班]）は、以下のとおり対応します。

状況	対応
武力攻撃（予測）事態の対象となる地方が不特定の場合	警戒本部（町長以下幹部レベルで構成）の設置
武力攻撃（予測）事態の対象となる地方が中四国地方又はこれに隣接する地方の場合	
武力攻撃（予測）事態の対象となる地方が中四国地方及びこれに隣接する地方以外の地方の場合	町緊急対応チームの招集（総務課長以下所管担当レベルで構成）

b 初動方針の決定

※緊急対応チーム、警戒本部は、速やかに第1回会議を開催します。

目的	項目
認識の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃（予測）事態の内容</li> <li>各課の状況</li> <li>国、県、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況</li> </ul>
初動活動方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集の強化</li> <li>国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認</li> </ul>

(ウ) 国民保護対策本部設置の指定要請

町長（総務部[防災班]）は、対策本部の設置を必要と認めるときは、知事（防災局）に対し、内閣総理大臣に対する対策本部を設置すべき市町村としての指定の要請を求めます。

ウ 関係機関との相互の連携協力体制の構築

町内及び町を所管する国民保護関係機関は、平素からそれぞれの国民保護体制を整備することとされています。

町（総務部[防災班]）は、連絡会議の開催、訓練の実施などを通じて、相互の情報共有、連絡体制の整備を図ります。特に、近隣の市町村及び町内の自主防災組織との連携体制の構築に留意します。

(ア) 連絡窓口の設定

(イ) 相互応援協定等の整備と必要な情報の収集

(ウ) 広域応援体制の整備

(エ) 避難誘導體制の整備（現地調整所の設置・調整、避難住民のスクリーニング及び残留者の確認を含む）

(オ) 運送体制の整備、運送能力の把握

(カ) 救援体制の整備

(キ) 国民保護訓練の実施

### (3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

町長は、県及び関係機関と連携し、国民保護に要する物資、資機材等をリストアップ、備蓄、整備するとともに、各種補給品の調達方法、備蓄物資の運用方法等について、必要な協定などあらかじめ体制を整備します。

## イ 補給支援組織の整備

県は、緊急物資集積地域、緊急物資集積所及びこれらを結ぶ補給幹線の計画と整備を行うこととされています。

町長（総務部[防災班]）は、県、関係機関・団体と連携し、町内の、臨時物資集積所として活用できる施設、補給幹線として活用できる経路等を調査し、整備、調整、炊き出しや配分への協力要請など必要な準備を行います。

## ウ 各補給品の把握

町は、県と連携し、町内における各補給品の需給を見積もります。

食品	県は、県内外の食品供給可能数量を把握することとされています。
燃料	町は、県と連携して現存の保管場所と量を把握します。この際、火災・爆発の危険性に注意します。
復旧資材等	<p>県は、応急仮設住宅用資機材及び応急修理資機材の供給可能数量を把握することとされています。</p> <p>町は、土木資機材等の需給対策について、平素から物品、数量等を把握します。避難に必要な応急復旧資機材については、計画的に分散配置します。また、鳥取県建設業協会西部支部等との連絡網等を確認します。</p>
日用品、嗜好品	県は、県内外の供給可能数量を把握することとされています。
衛生資機材	県は、流通備蓄数量、各医療機関等の備蓄量及び国が保管する感染症のワクチン等を把握することとされています。
給水	1 町（土木部[上下水道班]）は、県と連携して給水施設位置及び車両、設備等を把握し、汚染された水源の検知体制を確立します。

## (4) 運送

## ア 業務実施の基本的事項

運送手段の確保、運用については、県（企画部、商工労働部）が一元的に行うこととされています。このため、県は、平素から運送事業者である指定（地方）公共機関等と連絡調整を行い、運送体制を整備することとされています。

町長（総務部[防災班][財政班]）は、県などと連携し、町における運送手段の確保、手配、受入の準備など、必要に応じた確かつ迅速に人員・物資運送を実施できるよう準備します。

## イ 運送支援施設の整備

県（防災局、農林水産部、県土整備部）は、以下のとおり運送支援施設を整備することとされています。

## (ア) 運送網

補給幹線となる道路などの状況確認及び必要な整備（隘路の解消など）

## (イ) その他

運送に要する給油、整備、通信施設等を把握し、避難時における中継、休憩場所等についても事前に調査、確保

町長（総務部[防災班]、土木部[建設班]）は、県と連携して、町内の道路、施設等の状況確認及び必要な整備を行います。

## ウ 運送業務

(ア) 避難実施要領のパターンなどの作成

## a 運送計画等の作成準備

県（防災局、総務部、企画部、商工労働部、農林水産部）は、運送計画、交通規制計画の概要を作成することとされています。

また、冬季においては道路の積雪情報を把握し、除雪計画・体制を整備します。

## ① 運送力配分計画

避難住民の規模に基づく各種運送力の配分についての概要を作成します。

## ② 道路使用計画

次の事項を検討し、道路使用の概要を作成します。

## 1 道路状況の把握

2 特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等の把握と、住民避難用道路と武力攻撃対策のための自衛隊道路の検討

3 鉄道、空港、港湾、漁港等の使用可能状況及びアクセス道路の把握と、鉄道、空港、港湾等を使用した経路の検討

4 冬季の道路の積雪情報の把握と、除雪体制の検討、整備

## ③ 運送実施計画

運送力の配分と道路使用の概要に基づく、運送計画の概要を作成します。

## ④ 交通規制計画

道路の状況を把握し、交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報手段等についての概要を作成します。

町（総務部[防災班]、土木部[建設班]）は、あらかじめ町における運送、交通規制及び町内の道路状況（特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等）等を確認します。

また、冬季においては道路の積雪情報を把握し、除雪体制を整備します。

## b 避難実施要領のパターンの作成

町は、運送計画の概要等を受けて、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。

この際、県（防災局）、米子警察署の支援を受けるとともに、消防庁が作成するマニュアルを参考にします。

## (イ) 運送手段に係る連絡調整

県（総務部、企画部、商工労働部、農林水産部）は、平素から関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応についてあらかじめ協議することとされています。

町は、県等と連携して運送手段の確保、受入れなどに係る連絡体制等を整備します。

## (ウ) 高齢者、障害者、乳幼児等の避難

## a 高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る連絡調整

町長（福祉部[福祉班]）は、平素から県（福祉保健部）、自主防災組織、消防団、自治会、高齢者・障害者・乳幼児施設の長など、町内の関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、高齢者、障害者、乳幼児等の状況並びにこれらの者に係る施設及び避難体制の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議し、情報伝達、西部消防局との連携など、避難誘導等の所要の体制、必要な資機材などを整備します。

## b 高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画の概成

県（福祉保健部）は、平素から高齢者、障害者、乳幼児の避難に関する計画の概要を作成することとされています。

町（福祉部[福祉班]）は、県が作成した高齢者、障害者、乳幼児等の避難に関する計画の概要に基づき、平素から高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画を概成します。

**(5) 衛生**

## ア 業務実施の基本的事項

県（福祉保健部）は、避難・救援の際、衛生確保のため、速やかに必要な医療、助産などを提供できるよう医療等の提供体制を整備することとされています。

町長（福祉部[福祉班]）は、県、関係機関・団体と連携し、武力攻撃災害等の際、速やかに医療、助産を確保、受入れできるよう体制を準備します。

## イ 衛生支援施設

町長（福祉部[福祉班]）は、県（福祉保健局）、関係機関・団体及び町立病院との連携により町内の臨時医療施設などを開設できる場所を調査選定し、衛生支援施設の速やかな開設のための準備を行います。

また、町立病院などにおいて救護班の編成、派遣及び資機材などの準備を行います。

## ウ 治療業務

町立病院は、速やかな医療の提供を確保するため、県（福祉保健部）と協力して、近隣市町村を含めた医療機関（許可病床数等）の把握・連携、治療のために必要な資機材の整備、赤十字標章等の使用許可申請の準備等を行います。

## エ 搬送業務

町長（福祉部[福祉班]）は、県（福祉保健部）、自主防災組織、消防団、西部消防局などの関係機関・団体と連携して、町内の入院患者及び施設入所者のうち有事に搬送が必要な人数を把握するとともに、武力攻撃等の際の搬送手段の確保、受入に係る体制等について準備します。

## オ 防疫業務

町長（福祉部[福祉班]）は、県（福祉保健部）と協力し、以下のとおり防疫体制の準備、住民への広報、資機材の整備等を実施します。

- (ア) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療
- (イ) 防疫情報の収集、水質検査、食品検査等による迅速な兆候発見
- (ウ) 町内の避難所等における防疫体制
- (エ) 住民に対する防疫（特に個人衛生）の知識、必要性の普及

## カ 健康管理業務

- (ア) 避難住民の誘導、避難住民等の救援の際の健康管理体制の整備
- (イ) 健康診断その他の衛生業務の実施体制の整備

**(6) 施設**

## ア 業務実施の基本的事項

県（防災局）は、避難住民数の想定に基づいて、必要な避難施設を指定するとともに、救援施設に必要な候補施設等を選定することとされています。

町長（総務部[防災班]）は、県と連携し、町内の集合施設、避難施設、臨時医療施設等として活用可能な施設、応急仮設住宅の建設用地等について確認します。

その際、施設の位置、面積、受入可能人数、主要交通手段、ライフラインの状況等を把握します。

## イ 避難施設の指定、管理

## (ア) 避難施設の指定

県（防災局）は、文書等により施設の管理者の同意を得た上で、避難施設を指定することとされています。

町長（総務部[防災班]）は、町内の候補となる施設の選定、町有施設の活用等県に協力します。

## (イ) 避難施設の周知

町長（総務部[防災班、広報班]）は、県が町内の避難施設を指定、変更した時は、県と協力して住民に周知します。

(ウ) 避難施設の変更の届け出

避難施設として指定を受けた施設の管理者は、政令に定める重要な変更を加えようとするときは、市町村を通じて県（防災局）に届け出ることとされています。

町長（総務部[防災班]）は、町内の避難施設について状況を把握し、管理者から届け出があった時は、内容を確認の上、県（防災局）へ送付します。

(エ) 避難施設の整備

町長（各施設担当課）は、所管する避難施設を整備します。また、町長（総務部[防災班]）は、町内の避難施設について状況を把握します。

町は、町有施設の新設、改廃に当たっては、避難施設としての利用および活用に配慮します。

整備項目	整備内容
安全性の確認、確保	耐震、耐火診断等の実施、補強
生活環境の保持	衛生、避難住民のプライバシーの確保

(オ) 資機材の整備

町長（総務部[防災班]）は、県と協力して避難施設に次の設備、資機材、台帳類等をあらかじめ配備し、又は必要な時に直ちに配備できるよう準備します。

設備、資機材	備考
消防設備	鳥取県収容施設消防基準によります。
通信設備	通信事業者である指定（地方）公共機関に要請します。
放送設備	
照明設備	非常用発電機及び燃料を含みます。
暖房設備	
炊き出しに必要な機材及び燃料	
給水用機材	
臨時医療施設及び医療資機材	
仮設の小屋又はテント	
防疫用資機材	
工具類	
仮設トイレ・風呂	これに付随すべき消耗品
台帳類	

(カ) 避難施設管理者との事前協議

町長（福祉部[避難所班]）は、県（福祉保健部）の作成した避難所管理運営指針及びマニュアルに基づき、県と協力して避難施設管理者と使用方法、連絡体制等について事前に連絡調整します。

(7) 人に関すること

## ア 職員の配置変更、派遣、斡旋要請

町長（総務部[総務班]）は、必要に応じ的確かつ迅速に職員の配置変更、派遣、斡旋要請等が実施できるよう、平素から県（総務部）等との連携を図り、また、武力攻撃災害発生時等の職員の人的体制を整備します。

- (ア) 課別・職種別人員数等の把握
- (イ) 支援の必要な分野の洗い出し
- (ウ) 要請体制、要請内容等の検討
- (エ) 必要な協定の締結等

## イ 被災者の捜索、救出

町長（民生部[民生班]）は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに被災者の捜索、救出を行い得るよう、平素から西部消防局、米子警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

## ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

町長（民生部[衛生班]）は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに火葬、埋葬を行い得るよう、平素から県（生活環境部）、西部広域行政管理組合ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、体制、資機材、燃料等を整備するとともに、必要な施設等を選定、計画します。

**(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化**

## ア 兆候発見の通報体制、緊急通報体制の確立

町長（総務部[防災班]）は、武力攻撃災害の兆候の早期発見・通報のため、平素から、県（防災局）、西部消防局、米子警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体等との連携を図り、通報体制の確立を図るとともに住民へ周知します。

## イ 生活関連等施設の安全確保

## (ア) 生活関連等施設の把握

知事（防災局ほか各部局）は、県内の生活関連等施設について調査、把握し、市町村等関係機関へ情報を提供することとされています。

町（各担当課）は、町所管の生活関連等施設について県に情報を提供するとともに、町内の生活関連等施設について、把握します。

## (イ) 生活関連等施設に係る情報、認識の共有等

知事（防災局）は、把握した生活関連等施設の情報及びその他安全確保に係る情報を、市町村、公安委員会、境海上保安部長、鳥取海上保安署長及び美保航空基地長等に提供するとともに、県内における関係機関相互の連絡体制の整備に努めることとされています。

町長（総務部[防災班]）は、県内の連絡体制に参加するとともに、町内における米子警察署、西部消防局等との連絡体制の整備に努め、情報、認識の共有を図ります。

## (ウ) 生活関連等施設の管理者への通知等

県は、生活関連等施設の管理者に対し、以下のとおり通知等を行うこととされています。

## a 生活関連等施設の管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事、警察本部は、海上保安部長等と協力して、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び施設の安全確保の留意点（所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めたものその他）を通知することとされています。

## b 生活関連等施設の管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、国の安全確保の留意点などを踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、監視カメラの設置、巡回の実施など、武力攻撃事態における安全確保措置について定めるよう要請することとされています。

## c 生活関連等施設の管理者に対する助言

警察本部等は、知事もしくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢などを勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し、必要な助言を行うこととされています。

## d 生活関連等施設の管理者との連絡網の整備

知事は、生活関連等施設の管理者と県内の国民保護関係機関の連絡網を整備することとされています。

町は、町内の生活関連等施設について通知等の情報を共有し、必要な対策をとります。

## (エ) 町が管理する生活関連等施設の安全確保

町（各部）は、国の安全確保の留意点などに基づき、自らが管理する生活関連等施設の安全確保について、計画、資機材の準備、必要に応じ監視カメラの設置、関係機関との連携強化などに、平素から努めます。

また、武力攻撃（予測）事態及びその兆候が認められるときなどは、警備の強化、関係機関への連絡、要請など、安全確保に努めます。

## ウ 武力攻撃原子力災害への対処準備

町長（総務部[防災班]）は、県など関係機関と連携しつつ、必要な資機材の準備、伝達体制の整備など、武力攻撃原子力災害への対処を準備します。

**(9) 国民生活の安定に関する措置**

町長（物資部[物資班]）は、武力攻撃事態等の発生時には、住民生活と関連性が高い物資や役務の価格や供給について監視を行うことができるよう、平素から県（生活環境部）、関係機関との連携を図ります。

**(10) 広報、広聴活動**

## ア 国民保護制度の広報

町長（総務部[広報班]）は、国民保護制度について、町報、CATV、インターネット、住民説明会などにより住民への広報を実施します。

## イ 避難方法等の周知

町長（総務部[防災班、広報班]）は、県（防災局、企画部）等と協力し、避難住民の誘導及び避難住民等の救援等について住民に周知し、理解・協力を得られるように努めます。

周 知 項 目	内 容
避難施設、集合施設の所在等	①避難施設、集合施設の名称、所在位置 ②避難施設、集合施設への経路（避難経路）
避難方法等	①警報、避難の指示等の伝達方法 ②避難の際の行動 ③避難の際の注意事項 ④日頃から用意しておくべきもの ⑤住民の協力 等

## ウ 相談窓口

町長（民生部[民生担当]）は、武力攻撃（予測）事態発生時における住民の問い合わせに対する相談窓口の設置、情報提供について、あらかじめ必要な体制を整備します。

**5 その他****(1) 国民保護訓練の実施と住民の参加**

計画的に訓練を行い、計画・マニュアル等の検証、関係機関との連携を図るとともに、住民の自発的参加を呼びかけます。

## (2) 職員の研修

- ア 町長（総務部[防災班、総務班]）は、防災に携わる職員の育成と連携して、国民保護に必要な知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。
- イ 町長（総務部[防災班]）は、その他の一般職員についても防災危機管理について必要な知識の教育に努めます。

## (3) 普及啓発

「第7章 その他」の「2 普及啓発」により国民保護措置の概要などについて、住民に対する普及啓発を行います。

## (4) 学校教育における普及啓発、児童生徒等の保護及び応急教育の準備

### ア 学校教育における普及啓発

町（教育部）は、児童生徒等の安全確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、災害時の対応などの安全教育や自他の生命及び平和と基本的人権を尊重する精神について教育を行います。また、必要な場合には有事における民間人の保護について教育します。

### イ 児童生徒等の保護の準備

町（教育部）は、児童生徒等の安全を最優先に、各学校における保護者などとの連絡体制の確保、児童生徒等の避難及び避難住民等受入の計画などの準備を行います。

### ウ 応急教育の準備

町（教育部）は、町立学校の児童生徒等及び教職員の数、施設、立地条件等を考慮し、武力攻撃事態等における応急教育の計画を策定します。

## (5) 文化財の保護

町（教育部）は、指定文化財所有者等に対し、事前の対処措置を要請、支援するとともに、武力攻撃等の際の連絡体制を準備します。

美術工芸に属するもの等については、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し、滅失、き損その他の被害を防止するための必要な対策をあらかじめ検討します。

## (6) 公共施設等の設置

公共施設等の整備に当たっては、国民保護措置を実施する観点にも留意します。

### ア 建築物、施設構造物の安全対策

避難所としての利用と武力攻撃災害の発生、拡大の防止を考慮します。

### イ 避難経路の整備

避難経路となる道路等については、計画的かつ着実に整備します。（危険予想箇所の減少を目的とした改良、代替路線の検討など）